

令和5年第2回定例会

## 防災環境産業委員会資料

- 1 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に係る  
災害対応について . . . . . 2
  
- 2 第98号議案 令和5年度 茨城県一般会計補正予算(第2号)  
【防災・危機管理課】 . . . . . 4
  
- 3 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に係る  
被災者支援等事業 【防災・危機管理課】 . . . . . 5
  
- 4 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に係る  
災害廃棄物の処理について 【資源循環推進課】 . . . . . 7

令和5年6月16日

県民生活環境部

防災・危機管理部

# 令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号に係る災害対応について

## 1 被害情報等(令和5年6月15日 16時時点)

### (1) 人的被害

軽症 5人(4市)

### (2) 住家被害

- ・全壊 1棟(1市)
- ・半壊 326棟(3市)
- ・床上浸水 31棟(11市町)
- ・床下浸水 434棟(22市町村)
- ・一部破損 5棟(3市町)

### (3) 非住家被害

- ・公共建物 1棟(1市)
- ・その他 33棟(9市町村)

### (4) その他の被害(田畑の被害は除く)

- ・道路冠水等 900件(25市町村)

## 2 避難指示等の状況

避難指示 20市町村(対象 72,993世帯、159,762人)

高齢者等避難 6市町村(対象 22,971世帯、61,200人)

## 3 避難所開設

開設箇所数 34市町村 138箇所

最大避難者数 213世帯 364人

※ 全ての避難者が退所

## 4 交通関係

鉄道 鹿島線で計画運休を行ったほか、他の路線で一部区間の運休や遅延が発生

※現在は平常どおり運行

道路 高速道路(常磐自動車道など4路線)、国道6号(2箇所)、県管理道路(一般国道118号など32路線45箇所)で通行規制

※現在は規制なし

## 5 停電

ピーク時(6月3日(土) 3時54分) 2市 2,285戸

6月3日(土) 12時30分 全復旧

## 6 県の体制

災害対策本部の設置(6月4日(日))

## 7 県の対応

- (1) 災害救助法の適用を国に協議し速やかに決定(取手市、適用日6月2日(金))

- (2) 取手市への県職員派遣
  - ・「いばらき災害対応支援チーム」による住家の被害状況の確認支援
  - ・竜ヶ崎保健所保健師による避難所での健康相談等の実施及び管内市町村と連携した被災世帯への個別訪問
  - ・災害廃棄物仮置場における作業支援
- (3) 災害ボランティア車両等の高速道路無料措置の協議（6月8日から無料化）
- (4) 取手市災害ボランティアの活動支援
  - ・災害初動期対応チーム（県社協等）を派遣し、ボランティアセンターの設置・運営を支援
  - ・県災害ボランティア登録制度の活用によるボランティア協力の呼びかけ
  - ・被災者のニーズやボランティア受付等をデータ管理する「いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（I V O S）」を立ち上げ、運用に係る技術的支援を実施
- (5) ふるさと納税（災害支援）の代理寄付受付（6月7日～）

## 8 その他の被害（※詳細については現在調査中のため、暫定額です。）

### ○公共土木施設関係（6月12日時点）

推計被害額合計 約 3.4 億円

うち県管理分 約 1.4 億円（河川関係 0.9 億、道路関係 0.5 億）

うち市町村分 約 2.0 億円

### ○農林水産業関係（6月12日時点）

推計被害額合計 359 百万円

・農作物等 42 百万円

・農地・土地改良施設等 280 百万円

・林業関係 25 百万円

・水産業関係 12 百万円

### ○県内中小企業関係（6月12日時点）

・被害事業所数 9 市町 50 件

（鉾田市 27 件、取手市 6 件、かすみがうら市 3 件外）

・推計被害額合計 344 百万円

第98号議案

令和5年度茨城県一般会計補正予算（第2号）

○一般会計補正予算（防災・危機管理部分）

【今回分】〔令和5年第2回定例会議案概要説明書 9 ページより〕 （単位：千円）

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源
防災・危機管理課	387,353	国庫支出金 141,206	27,540
		繰入金 141,207	
		県債 77,400	
		計 359,813	

【歳出項目別】〔令和5年度予算に関する説明書 13 ページより〕 （単位：千円）

款 名 項 名 目 名	補正前の額 (A)	今回の補正額 (B)	計 (A+B)
5 防災・危機管理費	4,985,130	387,353	5,372,483
2 災害救助費	33,695	387,353	421,048
1 災害救助対 策費	33,695	387,353	421,048

## 主要事業等の概要（案）

防災・危機管理部防災・危機管理課

議案の名称	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に係る被災者支援等事業
1 予算額	387,353千円
2 現況・課題	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により、取手市を始めとして被害が発生したことから、被災者に対し必要な支援を行う必要がある。 ○主な被害状況（6月15日16時時点） 〈人的被害〉軽症 5名 〈住家被害〉全壊 1棟、半壊 326棟、床上浸水 31棟
3 必要性・ねらい	今回の災害の発生に伴う被害に対し、災害救助法による住宅の応急修理や被災者生活再建のための補助等、被災者の生活再建に向けた支援を行う。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計画 等)	○災害救助費 282百万円 「災害救助法」が適用された取手市が行う応急的に必要な救助業務 (住宅応急修理) 281百万円 〈限度額〉大規模半壊、中規模半壊、半壊 706千円/世帯 (避難所設置等) 1百万円 ※負担割合 国 1/2、県 1/2  ○被災者生活再建支援補助事業 26百万円 「被災者生活再建支援法」の支援対象とならない被災者に対する県独自の支援金の支給 (支給額) 200千円/世帯※単身世帯の支給額は3/4の額 (補助率) 県 1/2、市町村 1/2 (対象区域) 県内全域  ○災害援護資金貸付事業 77百万円 災害で被災された方への資金の貸付け (貸付限度額) 1,700千円(半壊世帯) ※負担割合 国 2/3、県 1/3  ○県災害見舞金支給事業 2百万円 災害で被災された方への見舞金の支給 (支給額) 20千円/世帯(床上浸水) ※被災者生活再建支援制度(国、県)との併給不可
5 参考事項	

# 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に係る被災者支援等事業

【R5. 6月補正予算額 387百万円】

防災・危機管理部 防災・危機管理課  
総務・危機管理 G (029-301-2879)

梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害の発生に伴う被害に対し、被災住宅の応急修理、災害援護資金の貸付等、被災者の生活再建に向けた支援を行います。

○災害救助費（282百万円）  
避難所の設置や住宅応急修理などの災害救助法に基づく救助に係る経費

<主な限度額> 半壊以上 706千円/世帯  
(国1/2、県1/2)

<内訳>

住宅応急修理 281百万円  
避難所設置等 1百万円

○災害援護資金貸付事業（77百万円）  
被災住民への災害援護資金の貸付

<対象者>

負傷又は住居・家財に被害を受けた者

<主な貸付限度額>

半壊 170万円 (国2/3、県1/3)

<申請期限>

令和5年9月30日

○被災者生活再建支援補助事業（26百万円）  
被災者生活再建支援法が適用とならない被災者に対する県独自の支援 ※単身世帯の支給額は3/4の額

<支給額> 半壊 20万円/世帯 (県1/2、市町村1/2)

<国制度>	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊
被災者生活再建支援法適用市町村	最大300万円	最大250万円	最大100万円	支援なし

<県制度>

法適用外市町村、法対象外半壊世帯	国制度と同等の上記額を支給	20万円 (県独自)
------------------	---------------	---------------

○県災害見舞金支給事業（2百万円）  
被災した住民に対する見舞金の支給

<主な支給額>

住家被害：床上浸水 2万円

※被災者生活再建支援制度（国・県）との併給不可

# 令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号に係る災害廃棄物の処理について

資源循環推進課

## 1 被害状況

(1) 一般廃棄物処理施設の被災状況

- ・なし

(2) 災害廃棄物の発生量（推計）

- ・ 県全体 : 2,185 トン（6月8日現在）

- ・ 主な発生市 (トン)

区分	取手市	銚田市	石岡市	かすみがうら市	龍ヶ崎市
発生量	2,109	26	23	8	5

## 2 これまでの対応状況

災害廃棄物を迅速に処理するため、被災自治体では仮置場を設置するとともに、順次、災害廃棄物の処理を実施。

県は、協定に基づき災害廃棄物の大量に発生した取手市へ県内自治体等からの職員派遣や廃棄物処理支援を実施。

(1) 仮置場の設置状況

- ・ 仮置場設置：計2か所（取手市1か所、銚田市1か所）

(2) 人的支援

取手市からの職員派遣要請を受け、令和5年6月8日（木）から6月24日（土）まで派遣予定。県及び県内市町村から、職員を派遣し、仮置場の管理・運営等の災害廃棄物処理業務を支援。（県及び19市町村 延べ40名、6月15日時点）

(3) 廃棄物処理支援

取手市からの要請を受け、県、市町村、（一社）茨城県産業資源循環協会の三者で締結する「災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定」に基づき、（一社）茨城県産業廃棄物資源循環協会へ機材の提供及び人材派遣を要請し、取手市の仮置場での分別作業や搬出・処理業務を支援。

## 3 今後の対応

逐次、情報収集を行うとともに、引き続き、災害廃棄物の適正な処理に関する情報提供や助言等を行い、円滑な事業の実施を支援していく。

- ・ 現在、仮置場に集積されている片付けごみ等については、できる限り早期に、処理が終了するよう引き続き災害廃棄物処理を支援。
- ・ 災害廃棄物の処理に係る国の補助金を活用するため、申請手続等に係る情報提供、助言等の支援の実施。